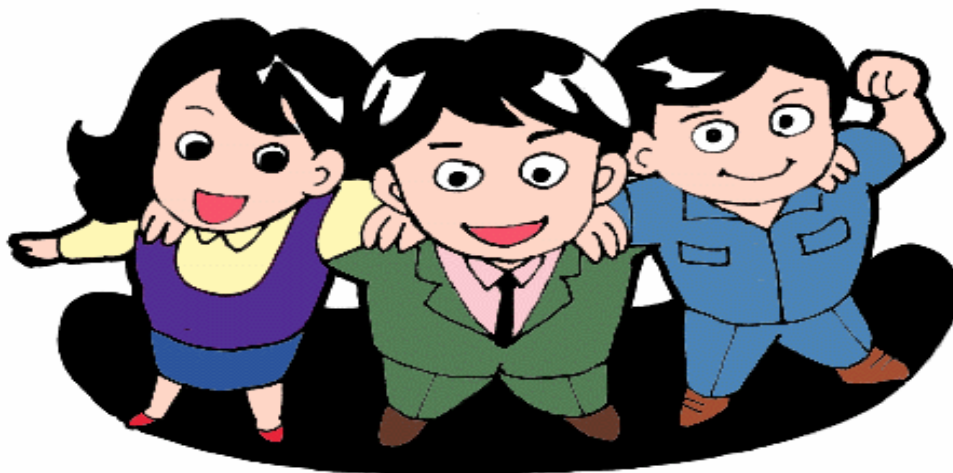


市民活動助成制度募集要項

平成22年度助成事業を募集します。



こんな活動に取り組んでみたい！！

これまでの活動をさらに広げたい！！ でも・・・？

そんなまちづくりに取り組む市民活動を応援します。

まずは、協働推進課までご相談ください！！

【申請受付期間】 9月7日（月）～10月2日（金）

制度PRに関するイベントのご案内

【協働のまちづくり講演会】

平21年6月25日（木） 13：30～ 松戸市民劇場 ホール

【制度説明会】

第1回 7月3日（金）18：00～ 松戸市民会館202号室

第2回 7月5日（日）14：00～ 松戸市民会館201号室

平成21年5月30日

松戸市 協働推進課 TEL 047-366-7062

1. 制度の趣旨

この助成制度は、新たな市民活動を立ち上げるため、又は、既存の活動をさらに発展させるための事業に要する一時的な資金を助成することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。なお、この助成金は市民との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」（注1）を原資としています。

（注1）松戸市協働のまちづくり基金

この基金は、市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。（裏表紙参照）

2. 対象者の要件

助成事業に申請できる方は、次に掲げる要件を満たす市民活動団体（注2）です。

- （1） 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- （2） 構成員が5人以上であること。
- （3） 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- （4） 適切な会計処理が行われていること。

（注2）市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3. 対象事業（実施期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日）

申請できる事業は、団体が行う公益性の高い市民活動のうち、次のいずれにも該当する事業とします。又、1団体1事業の申請ができます。

- （1） 団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大若しくは発展させる事業であること。
- （2） 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- （3） 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
- （4） 本助成金を過去に2回以上受けた事業でないこと。

※ なお、本市の他制度で財政的支援を受ける事業は対象となりません。

4. 助成のメニュー

(1) 助成金交付

助成金交付の対象要件については、次の通りとなります。

① 対象経費

事業に要する経費のうち、助成金交付の対象となる経費は次のとおりです。

【対象となる経費】	
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金など
印刷製本費	パンフレット・ポスター・報告書等の印刷製本費など
消耗品費	会議資料・チラシ・ポスターなどの用紙、材料代など
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信費	募集案内や活動資料等を送付するための切手代や宅配便料など
保険料	事業実施のためにかかる行事保険料など
※ その他、事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの (備品等の経費につきましては、個別に内容を審査します。)	

【対象とならない経費】
会議や打ち上げなどの飲食費
スタッフや参加者の交通費
団体の維持や運営に関する経費
領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費
その他、事業に直接関わらない経費

② 助成金の限度額

ア 対象となる経費の90%以内であること。

イ 1事業あたり10万円以内であること。

③ 助成金の総額

助成金の総額は、「松戸市協働のまちづくり基金」への寄附金額(21年度積立分)に応じて、300万円までの範囲でスライドします。つまり、寄附金が多ければ助成できる事業が増える仕組みとなっています。

(2) イベント会場の確保

講演会やフォーラムなど、広く一般市民を対象に開催するイベント会場の確保について、市が支援します。協働推進課までご相談ください。

(3) 広報活動支援

イベントPRなどの広報活動として、広報まつどへの掲載及び公共施設へのチラシの配布などが想定される場合については、協働推進課までご相談ください。

5. 申請方法（申請書の作成）

申請方法については、次の通りとなります。

(1) 申請書の提出

- ① 松戸市市民活動助成金交付申請書（要綱第1号様式）
（添付書類）団体概要調書・事業計画書・事業の予算計画書

平成21年9月7日（月）から10月2日（金）までに、協働推進課まで直接持参し、提出してください。提出部数は1部（なお、申請書は個人情報を除き公開します。）
※ 団体等の活動実績など参考資料を添付する場合には、9部提出してください。

- 様式は、松戸市公式ホームページからもダウンロードできます。
ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>
くらしの情報 → ■分野別から探す（市民活動） → 協働のまちづくり

(2) 提出先・問い合わせ先

松戸市 市民環境本部 市民担当部 協働推進課
〒271-8588 松戸市根本387-5（松戸市役所本館3階）
電話 047-366-7062 FAX 047-366-2447
E mail mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp

申請書の作成

申請書の作成にあたりましては、次の相談支援を行います。

□ 申請書作成における相談窓口の設置【事前予約制】

「アイデアや意欲があっても、どうやって提案書に書いたらいいのか分からない？」
こんな悩みをお持ちの皆さん、ぜひご相談ください。
事前予約制で相談に対応しますので、協働推進課までご連絡ください。

□ まつど市民活動サポートセンターにおける相談体制【事前予約制】

まつど市民活動サポートセンターでは、市民活動に関する各種相談をお受けしています。事前予約制で相談に対応しますので、ご連絡ください。

（まつど市民活動サポートセンター）

〒271-0094 松戸市上矢切299-1（総合福祉会館内）

（電話）047-365-5522

6. 申請書の審査（書類審査、公開プレゼンテーション審査及び本審査）

申請書の審査にあたっては、3段階の審査を行います。
審査については、すべて傍聴することができます。詳細は広報等でお知らせします。
なお、申請書の内容につきましては、個人情報を除き公開します。

（1）書類審査

申請のあった事業について、応募要件や事業内容などの適格性を書類審査します。
審査は、市民、学識経験者等で構成される松戸市協働のまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）が行います。

（2）公開プレゼンテーション審査

申請された事業内容については、申請者に事業説明を行っていただきます。また、審査場面においては、申請者に対し、協議会が質疑を行います。

日程 平成21年10月24日（土） 応募多数の場合、予備日25日（日）

場所 市役所本館2階 大会議室を予定しています。

※ 審査の順番は、受付順とします。時間については、別途お知らせします。

注3 審査基準

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ・先見性・独創性 | 課題の設定、事業手段に新たな着想や創意工夫があるか。 |
| ・活動の有効性 | 市民の利益につながる事業成果が期待できるか。 |
| ・助成の必要性 | 助成する必要性、妥当性、課題解決の緊急性、重要性が高いか。 |
| ・助成の適格性 | 協働の基本理念に則り、団体の自立性の確保等が担保されるか。 |
| ・活動の将来性 | 助成終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。 |
| ・手段の効率性 | 事業費の見積り及び助成金額が適切か。 |
| ・実現可能性 | 自己資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。 |

（3）本審査

採択候補の決定につきましては、審査機関である協議会が公開プレゼンテーションによる審査後に審査会を開催し、結果を取りまとめて市長に答申します。

【審査結果】

- （1）助成金事業の採択の可否及び付帯意見、点数による採択優先順位
- （2）助成金額の査定

7. 採択候補の決定

市長は、審査機関である協議会からの答申に基づいて採択候補を決定します。

候補の決定方法

採択候補の決定は、予算（予定額）の範囲内で行うものとし、優先順位の高い方から順に選考します。平成22年度の予算は「松戸市協働のまちづくり基金」への寄附金の額に応じて決定するものとし、300万円までの範囲でスライドします。

結果については、平成22年1月中旬ごろ文書にて通知をします。

8. 予算措置

市長は、採択候補とした事業の助成金について、予算化などの必要な措置を行います。

平成22年度予算については、市議会の承認を経て成立します。予算成立後、その予算の範囲内において助成金の交付を決定し、文書にて通知します。

9. 助成金の請求（概算払）→ 事業の実施

新年度より事業を実施します。なお、助成金は概算払での請求ができます。

10. 事業完了後、実績報告書（収支決算書等）の提出

事業完了後、30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、事業の実績報告書を提出していただきます。なお、関係書類として、活動状況報告書、収支決算書、収支内訳書及び事業経費の証拠書類（領収書等）を添付していただきます。

報告書の内容については、ホームページ等で公表します。

11. 助成金の確定及び助成金の精算

事業の実績報告書（収支決算書、収支内訳書及び領収書等の証拠書類）に基づき、事業の成果やその内容を審査し、助成金の額を確定します。助成金の確定通知は、文書にて通知します。又、審査の結果、精算残金があるときは、速やかに返還していただきます。

12. 事業報告会

事業の成果については、事業成果発表会を公開にて開催します。発表会は、平成23年6月を予定しています。また、実績報告書並びに事業終了後に団体に作成していただくふりかえりシートを基に、協議会が事業に対する評価を行います。

13. 事業の流れ・スケジュール



記入例

第1号様式（第6条関係）

松戸市市民活動助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）

松戸市長

住所（所在地）

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

平成22年度松戸市市民活動助成金の交付を受けたいので、松戸市市民活動助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ○○○○事業
- 2 事業費総額 ○○○, ○○○ 円
- 3 交付申請額 ○○○, ○○○ 円
- 4 添付書類
 - (1) 団体概要調書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 事業の予算計画書

(第6条関係)

団体概要調書

団体名		
代表者名		
事務所（連絡先）	〒	
	電話	Fax
	E-mail	
設立年月日	年 月 日	
規約・会則	※ 別紙添付	
構成員数	人 ※ 別紙添付	
団体の目的		
活動の実績	※活動の実績がわかる機関紙等の資料を添付してください。	
予算決算規模	今年度予算額	円
	前年度決算額	円
	※別紙添付	

- ※ 団体の規約・会則を添付してください。
- ※ 役員名簿・構成員名簿を添付してください。
- ※ 今年度予算書、前年度決算書を添付してください。

(第6条関係)

事業計画書

事業名	
団体名	

1. 事業目的と課題の現状及びその効果

皆さんが地域で取り組もうとする課題について、“どのような現状をどう改善したいのか”
又、改善することで“どのような効果を目指すのか”など、具体的に記載してください。

2. 申請理由

皆さんが地域で取り組もうとする課題について、自己資金だけではなく、なぜ助成金を必要とするのか、
なぜ今この事業に取り組まなければならないのかなど、具体的に記載してください。

3. 事業の内容、実施方法、スケジュール

皆さんが地域で取り組もうとする課題について、「どこで」「誰に」「何を」「どれだけ」行うのかなど、
具体的に記載してください。

4. 事業成果の活用と将来展望

この事業で得られた成果を活用して、助成金がなくなった後、どう事業を展開してゆきたいのかを
記載してください。

(第6条関係)

事業の予算計画書

【収入】

申請者	(自己資金) 〇〇会費	金額	積算内訳
			20,000円
	自己資金合計(a)	20,000円	
市	助成金申請額(b)	100,000円	
	収入合計(c)(a+b)	120,000円	

【助成金申請額(b)チェック項目】

1. 対象となる経費(d)欄の90%以内
2. 1事業あたり10万円以内

【支出】

交付対象経費	項目	金額	積算内訳
		〇〇講演会謝礼金	100,000円
	広報チラシの印刷	10,000円	1,000部×10円
	会場使用料	5,000円	
	対象となる経費合計額(d)	115,000円	
その他	スタッフ飲食費用	5,000円	
		円	
	その他経費合計額(e)	5,000円	
	事業費(f)(d+e)	120,000円	

※ 対象となる経費、対象とならない経費については、募集要項を参考にして下さい。

「松戸市協働のまちづくり基金」を原資とした市民活動助成制度（10万円以内）についてもご活用ください。

松戸市協働のまちづくり基金

この基金が、まちを明るく元気にする市民活動を応援する市民活動助成制度の原資となっています。



助成対象となる市民活動は、毎年度募集し、公開審査を経て採択候補とし、予算成立後、実施を決定します。

平成21年度の採択事業は右表のとおりです。

問い合わせ

松戸市 市民担当部
協働推進課

電話 366-7062

NO	団体名	事業名
1	バリアフリー松戸市民会議	バリアフリー体験教室 ・まち探検推進事業
2	「まつど子育て・孫育てガイドブック」編集プロジェクト	まつど子育て・孫育てガイドブック作成事業
3	特定非営利活動法人 ねばあらんど	子育てママ応援！ワタシ発見 ワークショップ事業
4	特定非営利活動法人 子育て支援ぼこら	子育てパパ のともだちつくろう事業
5	まつど版サポート資源 提供システム創る会	人材バンク「まつどの先生」 プログラム事業
6	まつど女性会議	松戸の女性あゆみ編纂事業
7	特定非営利活動法人 子どもっとまつど	三世代交流「まちなか劇場」事業
8	小金おやこでえいが会	「映画で寺子屋」事業